

事業復活支援金

法人は、最大 250万円を給付！

個人は、最大 50万円を給付！

事業復活支援金は、2022年3月までの事業の見通しを立てられるよう、コロナ過で大きな影響を受ける事業者に対し 固定費負担の支援として売上げの減少率に応じた支援金を支給する制度です。

【 主な要件 】

- ①コロナ過の影響を受けていること
- ②2021年11月～2022年3月の間のいずれかの月の 売上高（対象月）が、前年か前々年または3年前の同じ月（基準月）より30%減少していること。

【 給付額の上限 】

年間 売上高		減 少 率 30%以上	減 少 率 50%以上
法 人	5億円以上	150万円	250万円
	1億円以上 5億円未満	90万円	150万円
	1億円未満	60万円	100万円
個 人	-	30万円	50万円

【 給付額の計算 】

$$\text{給付額} = \text{基準期間の売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

この「給付額」と上記の給付額の上限を比較し小さいほうが給付額となります。

※ 基準期間の売上高 (2020年11月～2021年3月) の合計
(2019年11月～2020年3月) の合計
(2018年11月～2019年3月) の合計

※ 対象月 2021年11月～2022年3月の中で売上が
30%以上減少している月

◆申請方法や詳細は、商工会のHPをご覧ください

電子帳簿保存法の改正（変更）

電子帳簿保存法の改正は令和4年1月に施行されますが、メールなどの電子取引によって受け取った国税関係書類の電子保存の義務化につきましては、2年間の猶予期間が設けられることになりました。

このことにより、令和5年12月31日までは、従来通り紙による保存が認められる事になりました。

また、今回の猶予に伴い税務署に提出する書類等はございません。

【 改 正 内 容 】

電子帳簿等保存法の改正により、納税者の書類保存に係る事務負担の軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電子データによる保存が認められることになりました。

◆電子帳簿等の保存 (会計ソフトで作成した帳簿等の電子保存)

◆スキャナ保存 (紙で受領した書類の電子保存)

◆電子取引で授受したデータの電子保存 (2年猶予)

ワクチン差別は禁止されています

新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、職場において解雇、退職勧奨、いじめなどの差別的な扱いをすることは許されません。

特に、事業主・管理者の方におかれましては、接種には本人の同意が必要であることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮を行っていただきますようお願いいたします。